

第 3 3 号議案

福井県立学校職員定数条例の一部改正について

別紙のとおり、福井県立学校職員定数条例（昭和 3 1 年福井県条例第 4 2 号）の一部を改正する。

平成 2 6 年 2 月 2 5 日提出

教 育 長 林 雅 則

提 案 理 由

児童、生徒数の変動等に伴い、福井県立学校職員の定数を改定するとともに、県立中学校の設置に伴い全日制高等学校の職員定数に中学校職員を追加したいので、この案を提出する。

福井県立学校職員定数条例の一部改正の概要

参考

1 改正理由

児童、生徒数の変動等に伴う県立学校職員の定数の改定

2 改正内容

職員の定数を改正する（第3条第1項関係）

校種	職種	改正定数	現行定数	増減
全日制 および 中学校	校長・教諭等	1,272	1,253	19
	養護教諭等	28	28	0
	その他職員	296	322	△ 26
	合計	1,596	1,603	△ 7
通信制 高等学校	校長・教諭等	124	125	△ 1
	養護教諭等	3	3	0
	その他職員	26	26	0
	合計	153	154	△ 1
特別 支援 学校	校長・教諭等	724	737	△ 13
	養護教諭等	12	12	0
	その他職員	207	207	0
	合計	943	956	△ 13
合計	校長・教諭等	2,120	2,115	5
	養護教諭等	43	43	0
	その他職員	529	555	△ 26
	合計	2,692	2,713	△ 21
		(組合専従2を含む)	(組合専従2を含む)	

3 施行期日

平成26年4月1日から施行する。

福井県立学校職員定数条例の一部を改正する条例 新旧対照表
 福井県立学校職員定数条例(昭和三十一年福井県条例第四十二号)

改正案

現行

(定数)

第三条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

一 全日制高等学校および中学校

一、二五三人

イ 校長教諭等

二八人

ロ 養護教諭等

三三二人

ハ その他職員

三三二人

二 定時制、通信制高等学校

一二五人

イ 校長教諭等

三人

ロ 養護教諭等

二六人

ハ その他職員

二六人

三 特別支援学校

七三七人

イ 校長教諭等

一二二人

ロ 養護教諭等

二〇七人

ハ その他職員

二〇七人

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(定数)

第三条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

一 全日制高等学校

一、二五三人

イ 校長教諭等

二八人

ロ 養護教諭等

三三二人

ハ その他職員

三三二人

二 定時制、通信制高等学校

一二五人

イ 校長教諭等

三人

ロ 養護教諭等

二六人

三 特別支援学校

七三七人

イ 校長教諭等

一二二人

ロ 養護教諭等

二〇七人

ハ その他職員

二〇七人

